

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 高齢者包括支援課

(1) 補助金の内容

名 称	浦安市介護予防における通いの場運営費補助金		
交 付 開 始 年 度	令和3年度	終了予定年度	
交 付 先	住民主体の通いの場運営団体		
交付の目的・必要性	年齢や心身の状況等によって、高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指す。高齢者の介護予防の推進及び担い手としての社会的役割を持つために、介護予防に資する住民主体の通いの場を充実させることを目的とする。 (介護保険法第115条の45第1項第2号)		
対象事業の内容	通いの場を新たに立ち上げる団体に対して、運営に要する経費を補助。 会場使用料、消耗品費、備品購入費、保険料。		
形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助 <input type="checkbox"/> 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助		
直近の見直し状況	見直した時期	令和3年度	
	内 容	令和元・2年度は通所型サービスBとして予算を計上していたが、対象が要支援者等に限定されていたり、担い手となる住民主体の団体創出に時間を要することから事業の実施には至らなかった。令和3年度より一般介護予防として本事業に移行した。	
交 付 申 請	受領書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（団体概要書、団体の名簿、カタログなど補助対象経費を確認することができる資料）	
	確認内容	事業計画書：実施場所、活動内容、参加見込数などの事業内容 収支予算書：収入、支出予定額 その他：団体構成員の氏名、団体の活動概要、補助対象経費内容	
実 績 報 告	受領書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（補助対象経費の支払いを証する書類）	
	確認内容	事業報告書：活動内容、参加人数、事業効果など 収支決算書：収支、事業に要した経費の確認 その他：領収書等で補助対象経費の確認	

補助金等調査表（チェックシート）

（2）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 通いの場を運営する団体構成員及びその活動に参加する市民は公園、集会所、公共施設など身近な場所で活動することで、地域づくりにつながる介護予防を推進することができる。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業として位置づけられている。住民主体の活動の充実により、要介護状態等となることの予防、遅らせることにより介護財源の低減に努めていくものである。また、少子高齢化による介護人材不足の解消にもつながるものである。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
	市民ニーズが高いものである。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 活動内容によっては会場使用料や備品購入など必要としない団体もあり得るが、活動を新たに開始する際に経費がかかる活動内容もあり、自主財源がなく活動を断念する団体もあり得ることから、通いの場を増やしていくには不可欠である。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 住民主体の通いの場は存在するが、通いの場が増えることで参加者の選択肢が増える。また、地域資源の少ない地域に住民主体の通いの場が増えることで今まで参加できなかった市民が参加しやすくなる。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 通いの場を立ち上げる住民団体：地域で役割を担うことで結果的に介護予防につながる。通いの場に参加する住民：身近な場所で誰でも気軽に集える通いの場に通うことで、生活のリズムができ、生きがいにもなる。地域のつながりを増やすことで、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐことが期待でき、要介護状態になることを予防する。
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 補助金の交付は、新規立ち上げの時、1団体につき1回までに限る。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 事業計画書：通いの場開催実績、活動内容、事業効果など 収支予算書・決算書：収入、支出実績額、内容 証拠書類：領収書のコピー

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」の施策3105「通いの場の充実」を掲げている。
補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。		評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	今後、急激に高齢化が進むことが予測されている中で、加齢に伴うフレイル予防と高齢者が社会的役割を持つことにより、自分らしい生活が継続できる。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者にだけ交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
		「いいえ」の場合、補助金がその事業者にだけ交付される合理的理由を記入。 介護予防に資する活動を行い、新たな参加者を受け入れることができる団体に補助金を交付することとしている。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	1団体につき上限5万円まで。対象経費（会場使用料、消耗品費、備品購入費、保険料）であれば補助率は100%。立ち上げ支援としての運営費補助。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		令和3年度3団体、令和4年度5団体、令和5年度申請なし、令和6年度1団体の申請を受理した。通いの場を立ち上げる住民団体は、補助金を機に通いの場を立ち上げることができ、自身の介護予防につながっている。多様な通いの場が創出され通う側の選択肢が増えた。	
	評価	評価理由	
	ある程度の効果をあげている	補助金を通いの場新規立ち上げのきっかけになり、社会参加を促進し介護予防活動になっている。	
手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標	
	はい	国のガイドラインでは地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うこととされており、住民に委託を行うことは想定していない。	
	国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	補助金交付要綱で対象経費を設定している。交付申請時の収支予算書及び見積書・カタログ等の資料で確認する。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
	対象としていない		

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	新規に通いの場を立ち上げた団体を対象としているが、実績報告にて活動内容や3か月以上の活動継続を確認している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	設置した通いの場を市民に情報提供し、新規に参加を希望する高齢者の受け入れを可能としている。
	団体内で、補助金の用途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	住民団体のため、「監査」の役職は存在しないが、活動担い手である構成員が複数人で収支の確認を行っている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
	運営補助		住民が立ち上げる団体が対象であり、高齢者の社会参加を促すことを目指しているため事業を特定することが難しい。
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 45,150円 繰越金額 _____ 0円 { うち補助事業会計分 _____ 0円 うち団体独自会計分 _____ 0円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。	

補助金等調査表（チェックシート）

（3） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

地域支援事業実施要綱に基づき、浦安市介護予防通いの場運営補助金交付要綱を制定（令和3年10月1日施行）。

（4） 補助金の課題

本市の高齢者保健福祉計画において、介護予防推進及び担い手としての社会的役割を持つために介護予防に資する住民主体の通いの場の充実に取り組むこととしている。

補助金を機に立ち上がった通いの場は、現在も継続されており、多様な通いの場の地域に展開されており、団体に対して伴走的支援を継続していく。

活動を継続している団体から補助金に関する相談があるため、本補助金は団体の新規立ち上げ時に関するものと周知が必要である。通いの場を立ち上げたいと考えている人を発掘するために社会福祉協議会や市民活動センターと情報共有をしていく。

（5） 所属長の総合評価

今後、急激に高齢化が進むことが予測され、要介護者や認知症の人の増加が見込まれている。介護予防は、要介護状態になることの予防、悪化の防止ができ、介護保険給付費適正化にもつながるものである。

住民主体の介護予防に資する通いの場が充実することで、より身近な場所で介護予防や社会参加ができ、健康維持につながっていく。少子高齢化による介護人材不足の解消にもつながるものとする。

（6） 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和9年度
見直しの内容	事業の目的の通り、成果を得られている。今後も団体の実施状況や団体の財源などを鑑みて、補助金の必要性を検討していく。

廃止の時期	
廃止の理由	